

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C支店において、新聞配達業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、自転車に乗り朝刊を配達中、知り合いに呼び止められ振り向いたところ、首に違和感を生じたという（以下「本件事故」という。）。請求人は、同月〇日、D整形外科に受診し、「頸椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病が業務上の事由によるものであると主張するので、以下検討する。

(2) 本件災害の発生状況については、決定書理由に説示のとおり、請求人は、平成○年○月○日付け事実申立書、同年○月○日付け聴取書及び平成○年○月○日付け聴取書において、「平成○年○月○日の朝刊配達中、知り合いに後方から声をかけられ、自転車を止めて右側に振り向いた際、首に違和感を覚えた。前後のかごに朝刊を約○部積んでいたため、自転車を止めるときに気を使った。」旨を述べていた。その後、事故発生日は、新聞休刊日であり新聞の配達業務がなかったこと、事前に配達先に配達予定の朝刊を留め置くことにより、請求人が自転車に積む朝刊の部数が少ないことが判明し、平成○年○月○日付け審査記録書においては、「平成○年○月○日の新聞配達中に、約○～○部の朝刊を積んでいた際に本件災害が発生した。」と述べており、事故発生状況に係る請求人の申述には変遷がみられる。

請求人は、本件事故により本件傷病を発症したと主張するが、後述するようにこれを裏付ける医学的所見に欠ける上、決定書理由に説示しているとおり、「振り向く」という行為自体は、日常生活の中における動作と何ら変わりはなく、請求人が主張する発生状況からも、頸部に特別な力が加わった可能性は認め難いことから、当審査会としては、本件事故と本件傷病との間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(3) 本件傷病について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、圧痛、頸椎の運動制限があるとしつつ、要旨「X線上、特に異常はない。神経学的にも異常はない。」と述べている。さらに、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨「D整形外科で撮影された頸椎のX線写真では、全般的に加齢性変化が認められる。G病院のMR I画像からは、頸椎・腰椎とも各椎間で脊髄への圧迫がみられ、日常の激しくない動作によっても疼痛が起りやす

い。請求人の場合、頰椎・腰椎とも日常の生活動作においても、特に過重・過激な労作や外傷がなくても疼痛など神経症状が起こりやすく『脊椎症性脊髄症』の状態であり、これらをすべて業務に起因して発症した傷病と認めることは困難である。」と述べている。

なお、請求人は、E医師を受診した後にH医師の診察を受けているが、初診日である平成〇年〇月〇日の外来診療録には、本件傷病についての記載がなく、請求人が診察の際に説明していないことがうかがわれるほか、同年〇月〇日の診療録には、要旨「頰椎はMRで変性と脊柱管狭窄があるが、治療の対象となるものではない。労災をもらっているというが、頰椎は、画像上変性のみであり労災の適応となるかどうかはわからない。」との記載が認められる。

これらの医学的所見を踏まえると、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(4) したがって、請求人の本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。